



第67回

## マイナンバー制度(2)

前回からマイナンバー制度について取り上げています。

行政の効率化、国民の利便性の向上及び公平・公正な社会の実現を目的としたマイナンバー制度ですが、平成27年10月からマイナンバーの通知が始まり、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始することは前回のコラムでご紹介したとおりです。

### マイナンバーの運用開始

その後のスケジュールとしては、平成29年1月から個人ごとのポータルサイト(マイポータル)の運用が開始する予定です。マイナンバーでは、自分のマイナンバーを含む個人情報、いつ、誰が、なぜ照会したのか、誰がどの情報を提供した

のか等を確認できるようになる予定です。

### 情報連携

国や地方公共団体の各機関の間で、ネットワークシステムを活用した情報連携が順次始まることとなります。

国の機関では平成29年1月から、地方公共団体では平成29年7月からそれぞれ開始する予定です。

これにより、行政機関の事務がスムーズに行われ、国民の負担軽減・利便性向上につながるかとされています。

### 民間事業者における取扱い

マイナンバーは、国や地方公共団体において、社会保障、税、災害対策の分野で利用されるものですが、民間事業者においてもマイナンバーを取り扱うようになりまます。ここでは、社会保障関係及び税務関係での取扱いについてご説明します。

### 社会保障関係

社会保障分野での取扱いとしては、健康保険、雇用保険、年

金などの手続の際、提出する書類に従業員等のマイナンバーを記載するようになります。

具体的には、雇用保険被保険者資格取得(喪失)届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届、健康保険被扶養者(異動)届などには、マイナンバーの記載が求められるようになります。それに伴い各書類の様式も変更される予定になっています。

### 税務関係

税務関係でも税務署に提出する法定調書などにマイナンバーや法人番号を記載するようになります。

主なところでは、給与所得や退職所得の源泉徴収票、給与支払報告書、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書などではマイナンバーを記載することになります。書類様式の変更も予定されており、給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書については、A6からA5にサイズが変更される予定です。

以上のように、民間事業者においても各種手続においてマイナンバーを取り扱うこととなります。したがって、その当然の前提として、パート、アルバイトを含めた全従業員のマイナンバーを把握しておく必要があります。

他方、マイナンバーを含む個人情報への漏えいや紛失を防ぐため、民間事業者に対しても、マイナンバーの適切な管理を行うことが求められています。

次回は、マイナンバーの管理や取扱い上の注意点についてご説明します。



田中伸山  
山下江法律事務所、  
副所長、  
弁護士  
弁護士)

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害(損害賠償請求)。

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江

**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など

企業法務専門サイトあります 山下江 検索  
http://www.hiroshima-kigyo.com

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！  
◆債務整理、交通事故：着手金¥0-



予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時  
相談予約専用フリーダイヤル  
なやみよまるく  
0120-7834-09